

大田原市公告第54号

普通財産の売却にあたり、一般競争入札を実施するので、大田原市普通財産公売一般競争入札実施要綱第8条の規定に基づき公告する。

令和8年8月3日

大田原市長 相 馬 憲 一

1 売払物件（令和8年度第1回）

物件 番号	所 在 地	地目	面積（㎡）	最低入札価格（円）
1	城山二丁目1976番3	宅地	206.96	2,090,000

2 一般競争入札に参加することができない者

次の各号の一に該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当する者
で、当該事実があった日から2年を経過しない者
- （3）地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に該当する者
- （5）公序良俗に反する用に使用しようとする者

3 入札心得書及び契約条項の所在並びに入札場所

- （1）入札心得書及び契約条項の所在

大田原市経営管理部総務課

- （2）入札場所

市役所本庁舎6階 602会議室

4 入札及び開札の日時

- （1）入札日時 令和8年10月8日（木）
- （2）受付時間 午前9時～9時30分
- （3）開札時間 午前9時50分

5 入札の無効

一般競争入札に参加することができない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

6 入札保証金

一般競争入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）の金額を、現金又は銀行振出の自己宛小切手により、入札開始前に納付すること。

なお、この入札保証金を還付する場合は利息を付さない。

7 契約保証金

落札者は、売買契約の締結に際し、契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）の契約保証金を、現金又は銀行振出の自己宛小切手により指定された日までに納付すること。

8 契約不履行

(1) 落札者が、落札決定の日から10日以内に売買契約を締結しないときは、その落札決定は無効とし、第6項の入札保証金は市に帰属する。

(2) 売買契約を締結した者が、市が指定する日までに売買代金を納付しないときは、その売買契約は無効とし、第7項の契約保証金は市に帰属する。

9 契約書作成の要否及び売買代金支払方法

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 売買代金は、市が発行する納入通知書により、一括して市が指定する日（売買契約締結の日から30日以内）までに大田原市指定金融機関に納付するものとする。

10 現地説明の日時及び場所

(1) 説明日時 令和8年8月28日（金）

午前9時30分～午前11時30分

※希望される方は予約が必要です。

令和8年8月17日（月）から8月21日（金）までの午前9時30分～午後4時に申込ください。

(2) 説明場所 物件の所在地

11 売払財産に付する条件に関する事項

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

① 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団、その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

② 売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、①の使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して①の定め反する使用をさせてはならない。

- ③ ②の第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様に①②の内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。
- ④ 売払い物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買主は、①の使用の禁止をまねがれるものではない。
- ⑤ ④の第三者が新たな第三者に売払物件を使用させる場合も同様に①～④の内容を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業の禁止

- ① 契約締結の日から5年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。
- ② 契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間について①の使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならない。
- ③ 契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に移転する場合には、その残存期間について、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買主は、①の使用の禁止をまねがれるものではない。

(3) 実地調査等

(1) (2) について、本市が必要であると認めるときは、実地調査を行います、買主には協力義務があります。

(4) 違約金

(1) (2) の特約に違反したとき又は買受人に偽りその他の不正な行為があったときは、売買代金の3割を違約金として大田原市に支払っていただきます。なお、違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとします。

(5) 買戻特約

(1) (2) の特約に違反したとき又は買受人に偽りその他不正な行為があったとき又は違反する恐れがあるときは、(4) の違約金の徴収に加えて、土地の買戻しをすることができるものとします。買い戻しの期間は、契約締結日から5年間とします。また、買戻しの特約登記をすることがあります。この場合において、買受人が既納した売買代金は、契約保証金相当額及び違約金相当額を差し引いたうえで、利息を付さずに返還します。